

改 正 案	現 行
<p>児童福祉法施行条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条)</p> <p>第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 第一節・第二節 (略)</p> <p><u>第三節 削除</u></p> <p>第四節～第七節 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第一節～第九節 (略)</p> <p><u>第十節 児童発達支援センター</u> (第二百二十七条―第二百三十二条)</p> <p><u>第十一節 削除</u></p> <p>第十二節～第十四節 (略)</p> <p><u>第十五節 里親支援センター</u> (第二百五十九条―第二百六十四条)</p> <p><u>第十六節 雑則</u> (第二百六十五条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 第一節 総則 第二条・第三条 (略)</p> <p>(<u>指定障害児通所支援事業者の一般原則</u>)</p>	<p>児童福祉法施行条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条)</p> <p>第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 第一節・第二節 (略)</p> <p><u>第三節 医療型児童発達支援</u> 第一款 <u>基本方針</u> (第六十一条) 第二款 <u>人員に関する基準</u> (第六十二条・第六十三条) 第三款 <u>設備に関する基準</u> (第六十四条) 第四款 <u>運営に関する基準</u> (第六十五条―第七十条)</p> <p>第四節～第七節 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第一節～第九節 (略)</p> <p><u>第十節 福祉型児童発達支援センター</u> (第二百二十七条―第二百三十二条)</p> <p><u>第十一節 医療型児童発達支援センター</u> (第二百三十三条―第二百三十六条)</p> <p>第十二節～第十四節 (略) (新設)</p> <p><u>第十五節 雑則</u> (第二百五十九条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 第一節 総則 第二条・第三条 (略)</p> <p>(<u>指定障害児通所支援事業者等の一般原則</u>)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第四条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第二節 児童発達支援 第一款 基本方針</p> <p>第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第二節 児童発達支援 第一款 基本方針</p> <p>第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二款 (略)</p> <p>第三款 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、発達支援室、相談室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する発達支援室は、障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>第四款 運営に関する基準 (利用定員)</p> <p>第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(<u>児童発達支援センターであるものを除く。</u>)にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>第十二条～第二十二条 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>一 <u>次号に掲げる場合以外の場合</u> 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</p> <p>二 <u>治療を行う場合</u> 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。))を除く。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例に</p>	<p>第二款 (略)</p> <p>第三款 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、<u>指導訓練室</u>、相談室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>は、障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>第四款 運営に関する基準 (利用定員)</p> <p>第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>第十二条～第二十二条 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、<u>当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p><u>より算定した費用の額</u> 3～6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額に係る管理) 第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等) 第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。 2 (略)</p> <p>(指定児童発達支援の取扱方針) 第二十六条 指定児童発達支援事業者は、<u>第二十七条第一項</u>に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 <u>2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u> 3 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額に係る管理) 第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者等</u>に通知しなければならない。</p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等) 第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。 2 (略)</p> <p>(指定児童発達支援の取扱方針) 第二十六条 指定児童発達支援事業者は、<u>次条第一項</u>に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 <u>(新設)</u> 2 (略)</p>

改正案	現 行
<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 （略）</u></p> <p><u>6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。</u> 一～七 （略）</p> <p><u>7 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>3 （略）</u></p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p> <p>一～七 （略）</p> <p><u>5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>
<p><u>第二十六条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）</u></p> <p><u>第二十六条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（第二十七条第四項において「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。</u></p> <p>（児童発達支援計画の作成等） 第二十七条 （略）</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>（児童発達支援計画の作成等） 第二十七条 （略）</p>

改正案	現行
<p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、<u>障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、<u>第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。</u>この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、</u>障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第百十二条第五項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び<u>当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）</u>を提供する者に交付しなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、<u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第百十二条第五項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(児童発達支援管理責任者の責務) 第二十八条 (略) <u>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p> <p>(相談及び援助) 第二十九条 (略)</p> <p>(支援) 第三十条 <u>支援</u>に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第三十一条～第三十四条 (略)</p> <p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知) 第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>第三十六条～第三十八条の二 (略)</p> <p>(定員の遵守) 第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第四十条～第四十一条 (略)</p> <p>(協力医療機関) 第四十二条 指定児童発達支援事業者 <u>(治療を行うものを除く。)</u> は、障害</p>	<p>(児童発達支援管理責任者の責務) 第二十八条 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(相談及び援助) 第二十九条 (略)</p> <p>(指導、訓練等) 第三十条 <u>指導、訓練等</u>に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。</p> <p>第三十一条～第三十四条 (略)</p> <p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知) 第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>第三十六条～第三十八条の二 (略)</p> <p>(定員の遵守) 第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第四十条～第四十一条 (略)</p> <p>(協力医療機関) 第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるた</p>

改正案	現行
<p>児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>第四十三条～第四十八条 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第五条第十九項</u>に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項及び第百三十七条において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十条～第五十四条 (略)</p> <p>第四款の二 (略)</p> <p>第五款 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>(設備)</p> <p>第五十六条 基準該当児童発達支援事業所は、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所は、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第五十七条～第六十条の二 (略)</p> <p>第三節 削除</p>	<p>め、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>第四十三条～第四十八条 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第五条第十八項</u>に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項及び第百三十七条において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十条～第五十四条 (略)</p> <p>第四款の二 (略)</p> <p>第五款 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>(設備)</p> <p>第五十六条 基準該当児童発達支援事業所は、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所は、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第五十七条～第六十条の二 (略)</p> <p>第三節 <u>医療型児童発達支援</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第六十一条から第七十条まで 削除</p>	<p style="text-align: center;">第一款 基本方針</p> <p>第六十一条 <u>医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第二款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第六十二条 <u>指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五十六条に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(準用)</p> <p>第六十三条 <u>第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第七条」とあるのは、「第五十七条において準用する省令第七条」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第三款 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第六十四条 <u>指定医療型児童発達支援事業所の設備に係る基準は、省令第五十八条に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第四款 運営に関する基準 (利用定員)</p> <p>第六十五条 <u>指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第六十六条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を</u></p>

改 正 案	現 行
	<p><u>提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</p> <p>二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下この章において同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>3 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</u></p> <p>一 食事の提供に要する費用</p> <p>二 日用品費</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 <u>前項第一号に掲げる費用については、省令第六十条第四項のこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（障害児通所給付費の額に係る通知等）</u></p> <p>第六十七条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。</u></p> <p><u>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</u></p> <p>第六十八条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p>第六十九条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</u></p> <p>一 <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>二 <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>三 <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>四 <u>利用定員</u></p> <p>五 <u>指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>六 <u>通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)</u></p> <p>七 <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p>八 <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>九 <u>非常災害対策</u></p> <p>十 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>十一 <u>その他運営に関する重要事項</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>(情報の提供等)</p> <p><u>第六十九条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第七十条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第六十六条」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第三十条」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第六十四条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十条の三」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは</u></p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第四節 放課後等デイサービス</p> <p style="text-align: center;">第一款 基本方針</p> <p>第七十一条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下この章において「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために<u>必要な支援</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援</u>を行うものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二款 (略)</p> <p style="text-align: center;">第三款 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第七十四条 指定放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援室</u>、相談室及び便所並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>発達支援室</u>は、障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四款・第四款の二 (略)</p> <p style="text-align: center;">第五款 基準該当通所支援に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">第四節 放課後等デイサービス</p> <p style="text-align: center;">第一款 基本方針</p> <p>第七十一条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下この章において「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために<u>必要な訓練</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を行うものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二款 (略)</p> <p style="text-align: center;">第三款 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第七十四条 指定放課後等デイサービス事業所は、<u>指導訓練室</u>、相談室及び便所並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>は、障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四款・第四款の二 (略)</p> <p style="text-align: center;">第五款 基準該当通所支援に関する基準</p>

改 正 案	現 行
<p>(従業者の員数) 第七十八条 (略)</p> <p>(設備) 第七十九条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所は、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 (略)</p> <p>第七十九条の二・第八十条 (略)</p> <p>第四節の二 居宅訪問型児童発達支援 第一款～第三款 (略)</p> <p>第四款 運営に関する基準 第八十条の六～第八十条の八 (略)</p> <p>(準用) 第八十条の九 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第六項及び第七項を除く。)、<u>第二十六条の二</u>、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二から第四十五条まで、第四十七条から<u>第五十条まで</u>、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居</p>	<p>(従業者の員数) 第七十八条 (略)</p> <p>(設備) 第七十九条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所は、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 (略)</p> <p>第七十九条の二・第八十条 (略)</p> <p>第四節の二 居宅訪問型児童発達支援 第一款～第三款 (略)</p> <p>第四款 運営に関する基準 第八十条の六～第八十条の八 (略)</p> <p>(準用) 第八十条の九 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二から第四十五条まで、第四十七条、<u>第四十九条</u>、<u>第五十条</u>、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六十九条の<u>二</u>の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とある</p>

改 正 案	現 行
<p>宅訪問型児童発達支援計画」と、<u>同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と</u>、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十七条」と、<u>第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と</u>、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第八十条の九において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十条の九において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十条の九において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 保育所等訪問支援 第一款～第三款 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四款 運営に関する基準 第八十五条から第八十七条まで 削除</p>	<p>のは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第八十条の九において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十条の九において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十条の九において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 保育所等訪問支援 第一款～第三款 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四款 運営に関する基準 第八十五条から第八十七条まで 削除</p>

改 正 案	現 行
<p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項を除く。)、<u>第二十六條の三</u>、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十八條の二、第四十條の二から第四十一條まで、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第八十條の六から第八十條の八までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二條中「第十二條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第十二條」と、第十四條中「第十四條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第十四條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第八十八條において準用する第八十條の七」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十八條において準用する第八十條の七第二項」と、第二十六條第一項中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、同條第六項中「<u>を受けて</u>」とあるのは「<u>及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)</u>による評価(以下「<u>訪問先施設評価</u>」という。)を受けて」と、同項第五号中「<u>障害児及びその保護者</u>」とあるのは「<u>障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設</u>」と、同條第七項中「<u>自己評価及び保護者評価</u>」とあるのは「<u>自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価</u>」と、「<u>保護者に示す</u>」とあるのは「<u>保護者及び訪問先施設に示す</u>」と、第二十七條第一項及び第二項中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、同條第四項中「<u>第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた</u>」とあるのは「<u>インクルージョンの観点を踏まえた</u>」と、「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、同條第五項中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、「<u>担当者等</u>」とあるのは「<u>担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等</u>」と、同條第六項から第八項まで及び第十項中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、第三十條中「第三十條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第三十條」と、第三十八條の二中「第三十八條の二」とあるのは「第七十九條において準用する省令第三十八條の二」と</p>	<p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十八條の二、第四十條の二から第四十一條まで、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條、<u>第四十九條、第五十條</u>、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで、<u>第六十九條の二</u>及び第八十條の六から第八十條の八までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二條中「第十二條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第十二條」と、第十四條中「第十四條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第十四條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第八十八條において準用する第八十條の七」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十八條において準用する第八十條の七第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、第三十條中「第三十條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第三十條」と、第三十八條の二中「第三十八條の二」とあるのは「第七十九條において準用する省令第三十八條の二」と、第四十條の二中「第四十條の二」とあるのは「第七十九條において準用する省令第四十條の二」と、第四十條の三中「第四十條の三」とあるのは「第七十九條において準用する省令第四十條の三(第二項を除く。)」と、第四十一條中「第四十一條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第四十一條」と、第四十三條第一項中「<u>従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関</u>」とあるのは「<u>従業者の勤務の体制</u>」と、第四十四條中「第四十四條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第四十四條」と、第四十五條中「第四十五條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第四十五條」と、第四十七條中「第四十七條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第四十七條」と、第五十二條中「第五十二條」とあるのは「第七十九條において準用する省令第五十二條」と、第五十四條第二項第一号中「<u>第二十一條第一項</u>」とあるのは「第八十八條において準用する第二十一條第一項」と、同項第二号中「<u>児童発達支援計画</u>」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、同項第三号中「<u>第三十五條</u>」とあるのは「第八十八條において準用する第三十五</p>

改 正 案	現 行
<p>と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十七条」と、<u>第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と</u>、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>第六節 多機能型事業所に関する特例 第八十九条・第九十条 （略）</p> <p>（利用定員に関する特例） 第九十一条 多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、<u>第十一条及び第七十五条の規定にかかわらず</u>、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、<u>第十一条及び第七十五条の規定にかかわらず</u>、<u>指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利</u></p>	<p>条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>第六節 多機能型事業所に関する特例 第八十九条・第九十条 （略）</p> <p>（利用定員に関する特例） 第九十一条 多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、<u>第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず</u>、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、<u>第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず</u>、<u>指定児童発達支援、指定医療型児童発達</u></p>

改正案	現行
<p>用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、<u>第十一条</u>及び<u>第七十五条</u>の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、<u>第十一条</u>及び<u>第七十五条</u>の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>支援</u>又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、<u>指定医療型児童発達支援の事業</u>又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、<u>第十一条</u>、<u>第六十五条</u>及び<u>第七十五条</u>の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、<u>第十一条</u>、<u>第六十五条</u>及び<u>第七十五条</u>の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。</p> <p>5 (略)</p>
<p>第七節 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第九十一条の二 <u>指定障害児通所支援事業者</u>及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、<u>第四百四十八条</u>の二及び<u>第二百六十五条</u>において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十三条第一項(第五十四条の五、第五十八条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条、第八十条の九及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第十七条(第五十四条の五、第五十八条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条、第八十条の九及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。<u>第四百四十八条</u>の二第一項及び<u>第二百六十五条</u>において同じ。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項及び<u>第四百四十八条</u>の二第二項において</p>	<p>第七節 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第九十一条の二 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、<u>第四百四十八条</u>の二及び<u>第二百五十九条</u>において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十三条第一項(第五十四条の五、第五十八条、<u>第七十条</u>、第七十七条、第七十七条の二、第八十条、第八十条の九及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第十七条(第五十四条の五、第五十八条、<u>第七十条</u>、第七十七条、第七十七条の二、第八十条、第八十条の九及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。<u>第四百四十八条</u>の二第一項及び<u>第二百五十九条</u>において同じ。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項及び<u>第四百四十八条</u>の二第二項において</p>

改正案	現行
<p>「交付等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。第百四十八条の二第二項において同じ。）によることができる。</p> <p>第三章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等 第一節 総則 第九十二条・第九十三条 （略）</p> <p>（指定障害児入所施設等の一般原則） 第九十四条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下この章において「入所支援計画」という。）<u>及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下この章において「移行支援計画」という。）</u>を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第二節 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準 第一款・第二款 （略）</p> <p>第三款 運営に関する基準 第九十七条～第一百条 （略）</p> <p>（指定入所支援の取扱方針）</p>	<p>「交付等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。第百四十八条の二第二項において同じ。）によることができる。</p> <p>第三章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等 第一節 総則 第九十二条・第九十三条 （略）</p> <p>（指定障害児入所施設等の一般原則） 第九十四条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下この章において「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第二節 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準 第一款・第二款 （略）</p> <p>第三款 運営に関する基準 第九十七条～第一百条 （略）</p> <p>（指定入所支援の取扱方針）</p>

改正案	現行
<p>第百十一条 <u>指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(入所支援計画の作成等)</p> <p>第百十二条 (略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条及び次条において「アセスメント」という。）を行うとともに、<u>障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</u></p> <p>6～10 (略)</p> <p>(移行支援計画の作成等)</p> <p>第百十二条の二 <u>指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</u></p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な</p>	<p>第百十一条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入所支援計画の作成等)</p> <p>第百十二条 (略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、<u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。</u></p> <p>6 <u>前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。</u></p> <p>（児童発達支援管理責任者の責務） 第百十三条 児童発達支援管理責任者は、<u>前二条</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一・二 （略）</p> <p>2 <u>児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p> <p>第百十四条・第百十五条 （略）</p> <p>（支援） 第百十六条 <u>支援</u>に係る基準は、省令第二十五条に規定する基準の例によることとする。</p>	<p>（児童発達支援管理責任者の責務） 第百十三条 児童発達支援管理責任者は、<u>前条</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一・二 （略） <u>（新設）</u></p> <p>第百十四条・第百十五条 （略）</p> <p>（指導、訓練等） 第百十六条 <u>指導、訓練等</u>に係る基準は、省令第二十五条に規定する基準の例によることとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第百十七條～第百二十九條 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第百三十條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第百三十一條～第百四十一條 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百四十二條 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 <u>入所支援計画及び移行支援計画</u></p> <p>二～六 (略)</p> <p>第三節 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p>第百四十五條・第百四十六條 (略)</p>	<p>第百十七條～第百二十九條 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第百三十條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第百三十一條～第百四十二條 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百四十二條 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 入所支援計画</p> <p>二～六 (略)</p> <p>第三節 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p>第百四十五條・第百四十六條 (略)</p>

改正案	現行
<p>(協力歯科医療機関)</p> <p>第百四十七条 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(第二百二十四条において「自閉症児」という。))を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百四十八条 (略)</p> <p>第四節 (略)</p> <p>第四章 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準</p> <p>第一節 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第百四十九条 (略)</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第百五十条 この条例で定める基準(次条及び第百五十二条において「最低基準」という。)は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>第百五十一条～第百六十二条 (略)</p> <p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第百六十三条 児童福祉施設(児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断(以下この章において「入所時健診」という。)、少なくとも一年に二回の定期健康診断(次項において「定期健診」という。)及び臨時の健康診断(次項において「臨時健診」という。)を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>	<p>(協力歯科医療機関)</p> <p>第百四十七条 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。))を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百四十八条 (略)</p> <p>第四節 (略)</p> <p>第四章 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準</p> <p>第一節 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第百四十九条 (略)</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第百五十条 この条例で定める基準(次条及び第百五十二条において「最低基準」という。)は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>第百五十一条～第百六十二条 (略)</p> <p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第百六十三条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断(以下この章において「入所時健診」という。)、少なくとも一年に二回の定期健康診断(次項において「定期健診」という。)及び臨時の健康診断(次項において「臨時健診」という。)を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>ならない。 2～4 (略)</p> <p>第六百六十四条～第六百六十七条 (略)</p> <p>(苦情への対応) 第六百六十八条 (略)</p> <p>2 乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、<u>児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第三節 乳児院 第六百七十三条～第六百七十七条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定) 第六百七十八条 乳児院の長は、第六百七十六条第一項の目的を達成するため、<u>入所中の個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(業務の質の評価等) 第六百七十九条 (略)</p> <p>(関係機関との連携) 第六百八十条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければ</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>第六百六十四条～第六百六十七条 (略)</p> <p>(苦情への対応) 第六百六十八条 (略)</p> <p>2 乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、<u>福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター</u>、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第三節 乳児院 第六百七十三条～第六百七十七条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定) 第六百七十八条 乳児院の長は、第六百七十六条第一項の目的を達成するため、<u>入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>(業務の質の評価等) 第六百七十九条 (略)</p> <p>(関係機関との連携) 第六百八十条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>ならない。</p> <p>第四節 母子生活支援施設 第八十一条～第八十五条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定) 第八十六条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>第八十七条・第八十八条 (略)</p> <p>(関係機関との連携) 第八十九条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第五節・第六節 (略)</p> <p>第七節 児童養護施設 第二百三条～第二百八条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定) 第二百九条 児童養護施設の長は、第二百七条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p>	<p>第四節 母子生活支援施設 第八十一条～第八十五条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定) 第八十六条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第八十七条・第八十八条 (略)</p> <p>(関係機関との連携) 第八十九条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第五節・第六節 (略)</p> <p>第七節 児童養護施設 第二百三条～第二百八条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定) 第二百九条 児童養護施設の長は、第二百七条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二百十條・第二百十一條 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第二百十二條 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第八節・第九節 (略)</p> <p>第十節 <u>児童発達支援センター</u> (設備の基準)</p> <p>第二百二十七條 <u>児童発達支援センター</u>の設備の基準は、省令第六十二條に規定する基準の例によることとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第二百二十八條 <u>児童発達支援センター</u>に置くべき職員に係る基準は、省令第六十三條に規定する基準の例によることとする。</p> <p>(生活指導及び計画の作成)</p> <p>第二百二十九條 <u>児童発達支援センター</u>における生活指導及び<u>児童発達支援センター</u>の長の計画の作成については、第二百十五條第一項及び第二百十七條の規定を準用する。</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第二百三十條 <u>児童発達支援センター</u>の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要なに応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。</p> <p>第二百三十一條 <u>削除</u></p>	<p>第二百十條・第二百十一條 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第二百十二條 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第八節・第九節 (略)</p> <p>第十節 <u>福祉型児童発達支援センター</u> (設備の基準)</p> <p>第二百二十七條 <u>福祉型児童発達支援センター</u>の設備の基準は、省令第六十二條に規定する基準の例によることとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第二百二十八條 <u>福祉型児童発達支援センター</u>に置くべき職員に係る基準は、省令第六十三條に規定する基準の例によることとする。</p> <p>(生活指導及び計画の作成)</p> <p>第二百二十九條 <u>福祉型児童発達支援センター</u>における生活指導及び<u>福祉型児童発達支援センター</u>の長の計画の作成については、第二百十五條第一項及び第二百十七條の規定を準用する。</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第二百三十條 <u>福祉型児童発達支援センター</u>の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要なに応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。</p> <p>(入所した児童に対する健康診断)</p> <p>第二百三十一條 <u>主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター</u>においては、入所時健診に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>(心理学的及び精神医学的診査)</u></p> <p><u>第二百三十二条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第十一節 削除</p> <p><u>第二百三十三条から第二百三十六条まで 削除</u></p> <p style="text-align: center;">第十二節 児童心理治療施設 第二百三十七条～第二百四十条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(自立支援計画の策定)</p>	<p><u>精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(心理学的及び精神医学的診査)</u></p> <p><u>第二百三十二条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第二百二十条の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第十一節 医療型児童発達支援センター</u> <u>(設備の基準)</u></p> <p><u>第二百三十三条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、省令第六十八条に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(職員)</u></p> <p><u>第二百三十四条 医療型児童発達支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第六十九条に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(入所した児童に対する健康診断)</u></p> <p><u>第二百三十五条 医療型児童発達支援センターにおいては、入所時健診に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(生活指導等)</u></p> <p><u>第二百三十六条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第二百十五条第一項、第二百十七条及び第二百三十条の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第十二節 児童心理治療施設 第二百三十七条～第二百四十条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(自立支援計画の策定)</p>

改正案	現行
<p>第二百四十一条 児童心理治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p>	<p>第二百四十一条 児童心理治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>
<p>第二百四十二条・第二百四十三条 (略)</p>	<p>第二百四十二条・第二百四十三条 (略)</p>
<p>(関係機関との連携)</p>	<p>(関係機関との連携)</p>
<p>第二百四十四条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>第二百四十四条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>
<p>第十三節 児童自立支援施設</p>	<p>第十三節 児童自立支援施設</p>
<p>第二百四十五条～第二百五十条 (略)</p>	<p>第二百四十五条～第二百五十条 (略)</p>
<p>(自立支援計画の策定)</p>	<p>(自立支援計画の策定)</p>
<p>第二百五十一条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p>	<p>第二百五十一条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>
<p>第二百五十二条・第二百五十三条 (略)</p>	<p>第二百五十二条・第二百五十三条 (略)</p>
<p>(関係機関との連携)</p>	<p>(関係機関との連携)</p>
<p>第二百五十四条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>第二百五十四条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>
<p>(心理学的及び精神医学的診査等)</p>	<p>(心理学的及び精神医学的診査等)</p>

改正案	現行
<p>第二百五十五条 (略)</p> <p>第十四節 児童家庭支援センター 第二百五十六条・第二百五十七条 (略)</p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第二百五十八条 (略)</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、他の児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>女性相談支援員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第十五節 里親支援センター</u> <u>(設備の基準)</u></p> <p><u>第二百五十九条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第二百六十条 里親支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第八十八条の六に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p><u>(里親支援センターの長の資格等)</u></p> <p><u>第二百六十一条 里親支援センターの長の資格等に係る基準は、省令第八十八条の七に規定する基準の例によることとする。</u></p> <p><u>(里親支援)</u></p> <p><u>第二百六十二条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとす</u></p>	<p>第二百五十五条 (略)</p> <p>第十四節 児童家庭支援センター 第二百五十六条・第二百五十七条 (略)</p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第二百五十八条 (略)</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、他の児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>婦人相談員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>る者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。</u></p> <p><u>(業務の質の評価等)</u></p> <p><u>第二百六十三条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>(関係機関との連携)</u></p> <p><u>第二百六十四条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。</u></p> <p><u>第十六節 雑則</u> (電磁的記録)</p> <p><u>第二百六十五条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第十五節 雑則</u> (電磁的記録)</p> <p><u>第二百五十九条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>附 則 (略)</p>